

社会福祉法人光善会

評議員及び役員に対する報酬等の支給基準

第1章 総則

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人光善会定款（以下「定款」という。）第9条及び第26条の規定に基づき、社会福祉法人光善会（以下「法人」という。）の評議員及び役員に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条の規定により置かれている者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、報酬、賞与、日当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

第2章 理事の報酬等（常勤）

(支給対象)

第3条 定款第18条第1項第1号に規定する理事が常勤である場合に報酬等を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、この法人の職員を兼務する理事には、法人職員給与規程（以下「給与規程」という。）に基づき給料及び手当を支給し、報酬等は支給しない。

(支給金額)

第4条 前条第1項で定める者に対する報酬等の金額は、1人年額500万円（税込み）を超えない範囲で、評議員会で決定する。

2 通勤手当は、給与規程第19条の規定に準じて交通費を支給する。

(支給方法)

第5条 前条に基づき決定された金額は、月額をもって支給するものとし、給与規程が規定する給料の支給日に現金又は振込みにより支給する。

第3章 評議員及び役員の報酬等（非常勤）

(支給対象)

第6条 評議員会、理事会又は監事監査に出席した評議員及び役員（常勤の理事を除く。以下同じ。）については、報酬等を支給し、費用を弁償することができる。ただし、この法人の職員を兼務する理事には、報酬等を支給しない。

2 職員が評議員会及び理事会に出席したときは、費用を弁償することができる。

(支給金額)

第7条 評議員に対する報酬等の金額は、定款第9条の規定に基づき年間総額500,000円（税込み、以下同じ。）を超えない範囲で、かつ1人1日当たり2万円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

2 役員に対する報酬等の金額は、年間総額500,000円を超えない範囲で、かつ1人1日当たり40,000円を超えない範囲で、評議員会で決定する。

(支給方法)

第8条 前条に基づき決定された金額は、評議員会及び理事会の開催並びに監事監査の都度、現金又は振込みで支給する。

第4章 旅行の費用弁償

(旅行)

第9条 評議員及び役員が、理事長の承認を得て、市外旅行などその職務の執行のために行った旅行に要した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。また前払いを要するものについては、前もって支払うことができる。

2 私用車を使用した場合は、法人職員旅費規程第9条の規定に準じて1キロメートル当たり40円を支払う。

第5章 公表

(公表)

第10条 この法人は、この基準をもって、社会福祉法第45条の3第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第6章 基準の変更等

(基準の変更)

第11条 この基準の変更は、社会福祉法第45条の3第2項の規定により評議員会の承認を受けなければならない。

(補則)

第12条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成29年6月9日から施行する。